# 教育職員の給与に関する勧告・報告の概要

# 副校長・主幹教諭の設置

### 1 学校教育法の改正

小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭等の新たな職を設置することができるよう改正(平成20年4月施行)

# 2 本県における対応

本県では、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成21年4月から高等学校に副校長を、小学校・中学校に主幹教諭を設置

#### [職務内容]

副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
主幹教諭	校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理し、及び児童生徒の教育をつかさどる。

# 給与に関する措置

#### 1 給料表

副校長の職務の級について、現行の教頭と同じ3級に格付け

主幹教諭の職務の級について、教諭とはその職務の複雑、困難及び責任の度が異なることから、3級(教頭)と2級(教諭)の間に級を創設

〔教育職員の職務の級 (イメージ)〕

現行		
職務の級	標準的な職務	
4級	校長	
3 級	教頭	
2 級	教諭	
1級	講師など	



改定後			
職務の級	標準的な職務		
4級	校長		
3 級	<b>副校長</b> 教頭		
特 2 級	主幹教諭		
2 級	教諭		
1級	講師など		

#### 2 管理職手当

副校長の職務の困難性を考慮し所要の措置

#### 3 実施時期

平成21年4月1日